

岩手・玉山環境組合規約の一部を変更する規約の協議について

平成 28 年 3 月 7 日  
環 境 部

1 趣旨

盛岡市の地域自治区の設置期間の終了に伴い、玉山区のごみ処理を行っている岩手・玉山環境組合（事務局：岩手町）の事務所の位置から地域自治区の名称を削るため、岩手・玉山環境組合規約の一部を変更する規約について、組合を構成している当市の議会の議決が必要となるものである。

2 内容

岩手・玉山環境組合規約（昭和 41 年岩手県指令 41 地第 203 号）の第 4 条中「盛岡市玉山区寺林字平森 54 番地 54」を「盛岡市寺林字平森 54 番地 54」に改める。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日